

審査基準

審査区分	評価項目	評価の視点	審査主体	配点
事務局審査	参加資格	・実施要領「2. 参加資格」に掲げる要件を全て満たしているか。	事務局	/
	企画提案書	・仕様書の内容を満たしているか。		10
	業務実績	・類似業務の実績が豊富であるか。 ・業務を遂行するために必要な専門知識を有しているか。		5
	見積書	・見積金額が最も低かった事業者を5点とする。その他の事業者については、最も低い見積金額（A）を当該事業者の見積金額（B）で除して得た数値（A÷B）に配点5点を乗じて得た得点を評価得点とする。（小数点以下切捨）		5
選定委員会による審査 (プレゼンテーション)	提案内容	・業務目的、条件、仕様の内容等を十分に理解した提案となっているか。	選定委員会	10
	運営全般	・本業務を遂行するために必要な専門知識を有しているか。 ・本業務を円滑に遂行するための体制が整えられ、方策が示されているか。 ・スケジュール管理は適切か。		20
	安全管理	・適切な安全管理の方策が示されているか。 ・緊急時の連絡体制は整えられているか。		10
	ポスターデザイン	・広報効果が期待できる魅力的なデザインであるか。 ・名称、日程表記などが、見やすく分かりやすいデザイン構成となっているか。		20
	独自性	・自社の強みを生かした特色ある提案がなされているか。 ・イベントの賑わい創出につながる提案であるか。		20
その他	◎市内業者の優遇措置	・市内業者と市外業者が競合する場合は、市内業者に5点を加算する。 ・市内・市外業者が構成する共同企業体が申請したときは、共同企業体協定書に示された出資割合で按分して加点する。	/	
合 計				100